

資格確認書氏名欄の旧姓併記に関する申出書

令和 年 月 日 提出

私は、資格確認書の氏名欄に、旧姓を併記することを希望いたします。

記号		番号			
被保険者の住所	〒 ー 電話番号				
申出対象者	チェック☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 被扶養者				
	戸籍上の氏名	氏名		生年月日	続柄
		姓	名	昭和 平成 令和 年 月 日	
	旧姓	(フリガナ)			
申請目的に☑を してください	<input type="checkbox"/> 新規 (旧姓を記載する場合)	<input type="checkbox"/> 変更 (記載している旧姓を変更する場合)	<input type="checkbox"/> 削除 (記載している旧姓を削除する場合)		

〈注意事項〉

- 1.本申出書は、資格確認書交付申請書に併せて提出してください。
- 2.本申出書には、次の証明書類のいずれか（コピー不可）を添えてください。
 - (1) 旧姓を併記した住民票の写し
 - (2) 旧姓と戸籍姓が確認できる戸籍謄（抄）本
 - (3) その他（旧姓と戸籍姓が確認できる公的証明書）
- 3.本申出書は、被保険者の勤務する事業所を経由して（※1）提出してください。

※1 任意継続健康保険の加入者を除く
- 4.旧姓は、資格確認書の氏名欄に括弧書きで記載します（※2）。

※2 字数の制限により、裏面に旧姓記載となる場合があります。
- 5.協会の氏名の登録が、カタカナ表記のみである（漢字かな表記がない）場合は、併記する旧姓もカタカナ表記のみとなります。
- 6.高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の旧姓併記を希望する場合は、各申請書と併せてお送りください。

◎旧姓を併記した資格確認書交付後にご留意いただきたい事項

- 1.この申出が承認された場合に、旧姓が併記されるのは、申出者の資格確認書のみです。
- 2.お勤めの事業所が県外へ移転されたこと等により、資格確認書の記号と番号が変更となる場合は、新住所を管轄する都道府県支部より戸籍上の氏名を表記した資格確認書を交付します。

この場合は、再度、移転先の都道府県支部へ旧姓併記に係る申出書類をご提出いただく必要があります。
- 3.現在お持ちの被保険者証・資格確認書は旧姓を併記した資格確認書の交付を受けた後に返却してください。